

UFC 道路橋床版研究会会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、UFC 道路橋床版研究会（以下、「本研究会」という）と称する。

(目的)

第 2 条 本研究会は、公益社団法人土木学会等の公的機関から技術評価を受けている超高強度繊維補強コンクリート（UFC）を用いた道路橋床版の設計、製作、施工及び維持管理に関わる技術（以下、「本技術」という）の向上、ならびに普及を通じて社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本技術の品質確保に関わる技術評価、品質管理、技術指導、技術課題の解決。
- (2) 本技術の改善・改良、新しい構造の研究・開発。
- (3) 本技術に関するマニュアルなどの技術資料の整備、展開。
- (4) 本技術の普及・展開に関わる技術 PR、対外発表などの広報活動、及び関連技術情報の収集。
- (5) その他、本研究会の目的を達成するために必要な事項。

第 2 章 会 員

(会員)

第 4 条 本研究会の会員は、次の区分によって構成される。なお、会員の区分が明確でない場合には総会にて決定する。

- (1) 特別会員：国、自治体、公社、高速道路会社、財団法人及び本技術に関する有識者であり、本研究会の目的及び事業に賛同し、総会により入会が認められた団体又は個人。
- (2) 一般会員：本技術に関する設計、製作、施工及び維持管理などの業務を行う法人であり、本研究会の目的及び事業に賛同し、総会により入会が認められた法人。
- (3) 賛助会員：本技術に係わる材料の製造又は供給に携わる法人で、本研究会の目的及び事業に賛同し、総会により入会が認められた法人。

(入会)

第 5 条 本研究会への入会を希望する法人又は個人は、次の手続きをしなければならない。

- (1) 特別会員に該当する団体及び法人又は個人は、入会申込書及び特別会員又は一般会員からの推薦状を第 21 条に規定する事務局に提出するものとする。
- (2) 一般会員及び賛助会員に該当する法人は、入会申込書、入会希望理由書及び特別会員又は一般会員からの推薦状を第 21 条に規定する事務局に提出するものとする。

(3) 特別会員の入会は総会の承認、一般会員の入会は、幹事会の確認の上、総会の承認を得て決定する。

(4) 研究会設立時の各会員については推薦状を不要とし、設立総会にて入会を承認する。

(会員の義務)

第6条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 本会則を順守し、第3条の本研究会の事業の推進に努めるものとする。
- (2) 本研究会の活動を通じて知り得た秘密にすべき技術情報等を会員以外の第三者に開示してはならない。
- (3) 一般会員は、本技術の実施時に本研究会より技術指導を受けなければならない。
- (4) 一般会員は、毎年四月に前年度の本技術の適用実績を事務局に報告する。

(会員の権利)

第7条 会員は、以下の権利を有する。

- (1) 本技術の実施等に関わる技術情報等の入手

(会員資格の喪失)

第8条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 除名
- 2 会員資格を喪失したものは、前条に規定する会員としての一切の権利を失い、本研究会が有する財産に対してなんらの請求をすることができない。
- 3 本研究会の活動を通じて知り得た技術情報などのうち秘密にすべき事項については、会員資格の喪失後においても第三者に開示してはならない。

(退会)

第9条 会員が本研究会を退会しようとするときは、理由を付した退会届を30日以上予告期間をおいて会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 本研究会は会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を得てこれを除名することができる。

- (1) 本研究会の目的若しくは事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) その他、本研究会の会員としての義務を怠ったとき。

第3章 役員

(役員)

第11条 本研究会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計監事 2名

(役員を選任)

- 第12条 幹事は、第4条に定める特別会員及び一般会員の互選による。
- 2 会長は、幹事会が推薦し総会にて承認する。
 - 3 幹事長は、幹事の互選による。
 - 4 事務局長、会計監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。幹事長と事務局長は、重複を妨げない。
 - 5 本条第1項及び本条第3項に規定する役員に関するうち、任期中に退任した役員^の補欠者については、幹事会からの推薦を受け、会長が指名する。

(役員^の職務)

- 第13条 役員^の職務は次のとおりとする。
- (1) 会長は本研究会を代表し、会務を統括するとともに総会の議長となる。
 - (2) 幹事長は幹事会を統括するとともに、会長を補佐し、会長に事故がある時その職務を代行する。
 - (3) 幹事は幹事会を構成し、会務の執行に当たる。
 - (4) 事務局長は事務局を代表し、職務の執行に当たる。
 - (5) 会計監事は本研究会の収支決算の監査を行う。

(役員^の任期)

- 第14条 役員^の任期は、就任の日から2年後の総会までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期途中で交代した役員^の任期は、前任者^の任期満了の日までとする。

(役員^の解任)

- 第15条 役員^に本研究会の役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

第4章 会 議

(会議)

- 第16条 本研究会は総会を置く。
- 2 委員会などを設置する場合は、別に定める。

(総会)

- 第17条 総会は、特別会員及び一般会員をもって構成する。
- 2 総会は、定時総会と臨時総会とする。
 - (1) 定時総会は、毎年度期のはじめの適切な時期に開催する。
 - (2) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。
 - 3 総会は会長が召集し、その議長を務める。
 - 4 全ての特別会員及び一般会員の書面又は電磁記録の提出により、総会の審議を行うことができる。

(総会^の審議事項)

- 第18条 総会は次の事項を審議する。
- (1) 第3条に定める事業の計画、予算及び決算
 - (2) 本会則及び細則の改廃

- (3) 会員の入会・除名
- (4) 役員等の承認
- (5) 委員会等の設置又は廃止
- (6) 本研究会の解散
- (7) その他、会長が必要と認める事項

(総会の議決権)

第 19 条 全ての特別会員と一般会員は総会において各 1 個の議決権を有する。

- 2 議決権の行使はこれを委任することができる。

(総会の議決)

第 20 条 総会は全会員の三分の二以上の出席（委任状提出者を含む）により開催することができる。

- 2 総会の議決は出席会員（委任状提出者を含む）の過半数の同意による。可・否同数のときは議長がこれを決する。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 21 条 本研究会は、以下の事務を執行するため事務局を置く。

- (1) 入会の受付
 - (2) 会議開催に関する連絡・事務
 - (3) 本技術の実績の把握
 - (4) 技術資料等の管理
 - (5) 会計処理
 - (6) その他、必要な事項
- 2 事務の執行に必要な経費については、本研究会から事務局に支払う。

第 6 章 会費

(会費)

第 22 条 本研究会の運営資金は、入会金、年会費をもって賄うものとする。ただし、総会の議決により必要があるとされた場合は、臨時会費を徴収することができる。

- 2 会員は、別途細則に定める入会金及び年会費を納入する。
- 3 入会金、会費は、いかなる事由によっても返却しない。

(会計)

第 23 条 会長は、会計年度毎に収支予算書を作成し、定時総会で承認を得ることとする。

- 2 会長は、会計年度毎に決算書を作成し、会計監事の監査を受けるとともに、定時総会で承認を得る。
- 3 本研究会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 7 章 知的財産

(知的財産の取扱い)

第 24 条 本研究会が行う事業において会員が共同で発明を行ったときは、当該特許権等は発明に関係した会員の共有とする。共有に係る特許権等の取り扱いは、当該会員が協議の上、定めるものとする。

2 前項の共有に係る特許権等について共同で出願等を行うときは、持ち分及び実施条件等を協議のうえ、共同出願契約を締結するものとする。

3 前二項の規定は本研究会において生じた発明等に係る知的財産権（特許権及び著作権を除く。）の取扱いに準用する。なお、著作権の取扱いは第 25 条の規定による。

（関連著作物の取扱い）

第 25 条 本研究会の成果として著作物（プログラムの著作物を含む。以下本条において同じ。）が得られた場合は、当該著作物の著作権の帰属及び実施（プログラムの著作物をコンピュータで使用する行為を含む。）その他の取扱いは、当該著作物を創作した会員が別途協議の上、書面により定めるものとする。

（成果の公表）

第 26 条 会員は、本研究会の事業の成果を第三者に公表しようとするときは、事前に文書又は電磁的記録により、全会員の同意を得るものとする。ただし、既に公知の場合はこの限りではない。

2 前項の義務は、会員が本研究会を退会した後も引き続き存続するものとする。

第 8 章 その他

（解散）

第 27 条 本研究会は、総会において会員の三分の二以上の同意をもって解散することができる。

2 解散した場合における残余財産の取扱いについては解散時の総会において審議するものとする。

（協議）

第 28 条 本会則に定めなき事項、運用において疑義が生じた事項については、総会の議決をもって解決する。

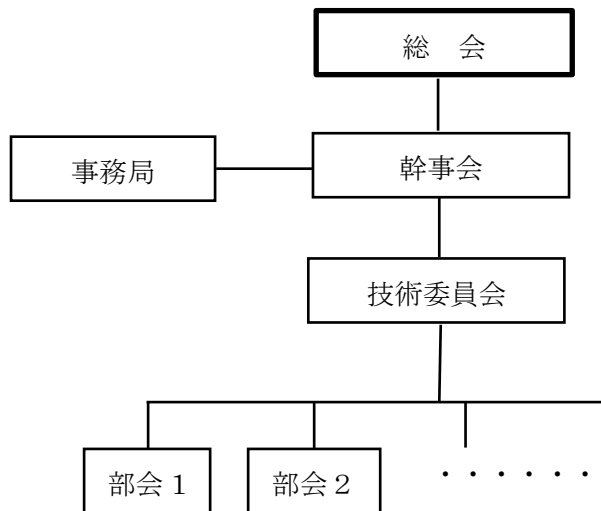
（施行）

第 29 条 本会則は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

UFC 道路橋床版研究会細則

(組織)

第 1 条 本研究会の組織を以下のとおりとする。



2 技術委員会のもとに、部会を設けることができる。

第 2 条 幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会で決議する議案などに関する事項。
- (2) その他、本研究会の運営に関する事項。

第 3 条 技術委員会は、次の事業を行う。

- (1) 本技術の品質確保に関わる技術評価、品質管理、技術指導、技術課題の解決。
- (2) 本技術の改善・改良、新しい構造の研究・開発。
- (3) 本技術に関わる設計・施工・維持管理に関するマニュアルなどの技術資料の整備、展開。
- (4) 本技術の普及・展開に関わる技術 PR、対外発表、及び関連技術情報の収集。
- (5) その他、本技術に関する事項。

第 4 条 技術委員会の委員は、会員に所属する者もしくは、本技術に関する有識者のうち、会長が委嘱した者とする。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 会長は、委員が解嘱を申し出たとき、その他委員として適当でないと認めるときは、その委員を解嘱するものとする。

第 5 条 各委員会には委員長を置く。

2 委員長は委員の中から会長が指名し委嘱する。

(会費等)

第6条 会員は、会則第22条に定める入会金及び年会費は次のとおりとする。

	入会金	年会費
特別会員	0円	0円
一般会員	200,000円	100,000円
賛助会員	100,000円	50,000円

(謝金等)

第7条 総会、委員会に出席した有識者委員には、次表に基づき謝金（日当及び近距離交通費を含む）を支払う。

	謝金
会長	30,000円
技術委員長	20,000円
委員	20,000円

2 支払いに際しては、所定の税務処理を行う。

(旅費等)

第8条 総会、委員会に出席した有識者委員には、次表に基づき旅費を支払う。

	旅費
近距離交通費	2,000円（ただし、謝金を含む）
2,000円を超える場合	実費
宿泊を伴う場合	実費

2 支払いに際しては、所定の税務処理を行う。

(その他)

第9条 本細則は、総会において承認を得た場合に改廃できるものとする。

第10条 本細則に定めなき事項、運用において疑義が生じた事項については、総会の決議を得て解決する。

第11条 本細則は、平成29年5月30日から施行する。